

要 望 書

熊本県八代地域い産業を守る対策について

- 生産者の経営安定のための支援について
- 専用機械維持のための支援について
- 産地維持のための取組等について



【令和7年8月大雨により浸水したいぐさ原草】

令和7年11月
熊本県八代市
熊本県氷川町
八代地域農業協同組合

熊本県八代地域い産業を守る対策に関する 要望書

熊本県八代地域の農業関連事業につきましては、かねてより特段のご理解とご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、畳表の原料となるいぐさは、約 520 年の栽培の歴史を有し、当地域の基幹作物の一つであり、その作付面積は全国の 9 割以上を占め、日本一の産地として、日本の畳文化を支えております。

しかしながら、高齢化等による担い手不足、畳需要の減少や外国産畳表及び工業畳表との競合に加え、大半の専用機械の製造中止、近年の燃油や肥料、絹糸等の生産資材の価格高騰に伴う生産経費の増加等により、生産者数、作付面積ともに減少しております。

また、今年 8 月 10 日からの大雨により、生産者の織機をはじめとする多くの専用機械が冠水し、更新や修繕が必要となり、畳表の生産ができなくなっている生産者も出ております。さらに、専用機械の大半が製造中止になっており、生産者が所有する専用機械も老朽化が進んでいることから、この大雨をきっかけに生産継続を断念する生産者も出てきている状況です。

現在、当地域といたしましても、国の事業を活用した専用機械の修繕及び更新並びに災害廃棄物の処分など、生産者の経営再開に関する支援に最優先に取り組んでおります。

また一方で、い産業全体の再生に向け、熊本県統一産地表示 (QR コード付タグ) の普及、地理的表示保護制度の活用、畳表の新たな活用方法の模索など、国産いぐさ畳表の需要拡大にも積極的に取り組んでいるところです。

また、今年度、生産資材高騰対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、価格が上昇している絹糸への一部支援を実施しております。

しかしながら、今回の災害による被害も相まって、産地は存亡の危機に瀕しており、産地存続のためには、これまで以上に強力な支援が必要な状況です。

つきましては、このような事情をご賢察の上、国内産地の維持と生産者の安定経営のため、次の事項につきまして、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

1. 生産者の経営安定のための支援について

現行の経営所得安定化対策事業は、令和8年6月に期限が切れる予定であります。本事業は、いぐさ・畳表生産者の経営の安定を図るために必要な事業であることから、期限を延長し、実施していただきますとともに、生産資材の価格上昇が生産者の経営を圧迫していることから、再生産ができるように、助成基準価格の算出方法の見直しを行っていただきますよう併せてお願ひします。

また、本事業は、災害による収量減少に対応しておらず、今回の災害による収入の補填がなく、生産者の経営はひっ迫しております。つきましては、本事業の災害に対応した制度への見直し、収入保険制度との併用及び保険料の軽減などの検討をお願いします。

2. 専用機械維持のための支援について

現在、ほとんどの専用機械の製造が中止されており、専用機械がなくなるといぐさ・畳表生産の継続が困難になります。

今回の災害により、多くの専用機械が被災し、使用不能となった専用機械もあるため、専用機械の再生産及びその部品等の確保が最優先で取り組むべき課題となっていることから、メーカー等への情報収集や働きかけへの協力をお願ひします。

併せて、専用機械の導入や施設整備に係る支援策の存続をお願いします。

3. 産地維持のための取組等について

産地維持ため、以下の取組等について、引き続き対応していただきますようお願ひします。

- ① 育成者権の保護や秩序ある貿易のための日中農産物貿易協議会の継続

- ②国産いぐさ畳表の需要拡大のため、農水省及び他省庁所管の公共施設等での和室設置の推進や国産いぐさ畳表の指定など積極的な使用及びその働きかけ
- ③い業振興のため、熊本県において「熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例」を制定されたことから、国による、生産振興や経営安定、需要拡大などに向けた法律の整備

令和7年11月

八代市長

小野泰輔

氷川町長

藤本一亘

八代地域農業協同組合

代表理事組合長

山住昭二